

雇用保険について

雇用保険制度(適用要件など)

- 労働者(被保険者)が失業したとき及び雇用の継続が困難となる事由が生じたときに、必要な給付を行い生活の安定と失業の予防・再就職の促進等を図ることを目的とした制度です。
- 農林水産業の一部を除いて一人でも労働者を雇用するすべての事業所に適用されます。事業主や労働者の意思に関係なく雇用保険の適用を受け、事業主は必ず加入することになっています。パートタイム労働者でも次の要件をすべて満たせば、雇用保険の被保険者となります。

①1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。②1週間の所定労働時間が20時間以上あること。

基本手当の受給要件

- ① ハローワークに来所し、求職の申し込みを行っていること
- ② 就職しようとする積極的な意思があること
- ③ いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。
- ④ 離職の日以前2年間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある雇用保険に加入していた月が通算して12か月(倒産・解雇等で離職した場合は離職の日以前1年間に6か月)以上あること。

基本手当の内容

- 原則として、給付期間は離職の日から1年以内に限られ、その範囲内で被保険者期間、年齢等により所定給付日数分が支給されます。受給期間を過ぎると残っている日数があっても支給されません。

一般の離職者 [15歳以上65歳未満]

被保険者期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

特定受給者 会社都合(倒産、人員整理、リストラ)等により離職を余儀なくされた方

	被保険者期間				
	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満				240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

- 事業主は被保険者が離職した場合、事実のあった翌日から10日以内に離職票を作成しなくてはなりません。
- 事業主が行方不明や嫌がらせなどで離職票を作成しない場合や、事業主が保険の手続を怠っている場合は、最寄りのハローワークに相談してください。
- 解雇無効などで争っているときも、ハローワークに相談してください。仮給付という制度もあります。

基本手当の受給要件

- 基本手当の日額は被保険者の年齢に応じて次のとおり上限額が異なります。

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額	年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29歳	12,660	6,330	45～59歳	15,460	7,730
30～44歳	14,060	7,030	60～64歳	14,980	6,741

給付制限

倒産や不況による退職勧奨等の「会社都合退職」と「自己都合退職」とでは、支給開始日が大きく異なります。受給には会社都合で離職票提出後約1か月、自己都合で約4か月かかります。

再就職手当

受給資格者が、所定の給付日数(3分の1以上、かつ45日以上)を残して安定した職業に就いた場合で、一定の要件を満たしているときに支給されます。

支給額は、所定給付日数の支給残日数×30%×基本手当日額(※)となります。

(※)なお基本手当日額の上限は60歳未満 5,875円、60歳以上65歳未満 4,738円です。

(注)・基本手当、再就職手当の上限額は毎年8月1日に変更されます。上記金額は平成20年8月1日変更分です。